

通信工事積算価格算定要領

令和 3 年 1 0 月

整備計画局施設技術管理官

目次

第 1	総則	1
1	適用範囲	1
2	積算価格の構成	1
3	積算価格内訳明細書の作成	1
第 2	直接工事費	2
1	材料費	2
2	労務費	3
3	機械経費	4
4	運搬費	4
5	調整試験費	4
6	測定器損料	5
7	直接仮設費	5
8	市場価格	5
9	複合単価	5
第 3	共通費	6
1	共通仮設費	6
2	現場管理費	8
3	一般管理費等	10
4	その他	11
第 4	下請経費等	11
第 5	工事価格と製造会社による見積価格との比較	11
第 6	消費税等相当額	11
第 7	落札率	12
第 8	設計変更の積算価格	12
1	直接工事費	12
2	共通仮設費	12
3	現場管理費	12
4	一般管理費等	13
5	その他	13
6	消費税等相当額	13
7	積算価格の算定方法	13
第 9	後工事の積算価格	13

第 1 0	製造会社等による特定工事の積算価格	1 4
1	製造会社等による通信機器等の調整試験費	1 4
2	製造会社等による機器製作を 含む通信機器等の据付、撤去等費	1 5
別表 1	共通仮設費率表	1 6
別表 2	現場管理費率表	1 6
別表 3	一般管理費等率表	1 7
別表 4	製造会社等調整試験対象機器	1 7

通信工事積算価格算定要領

第1 総則

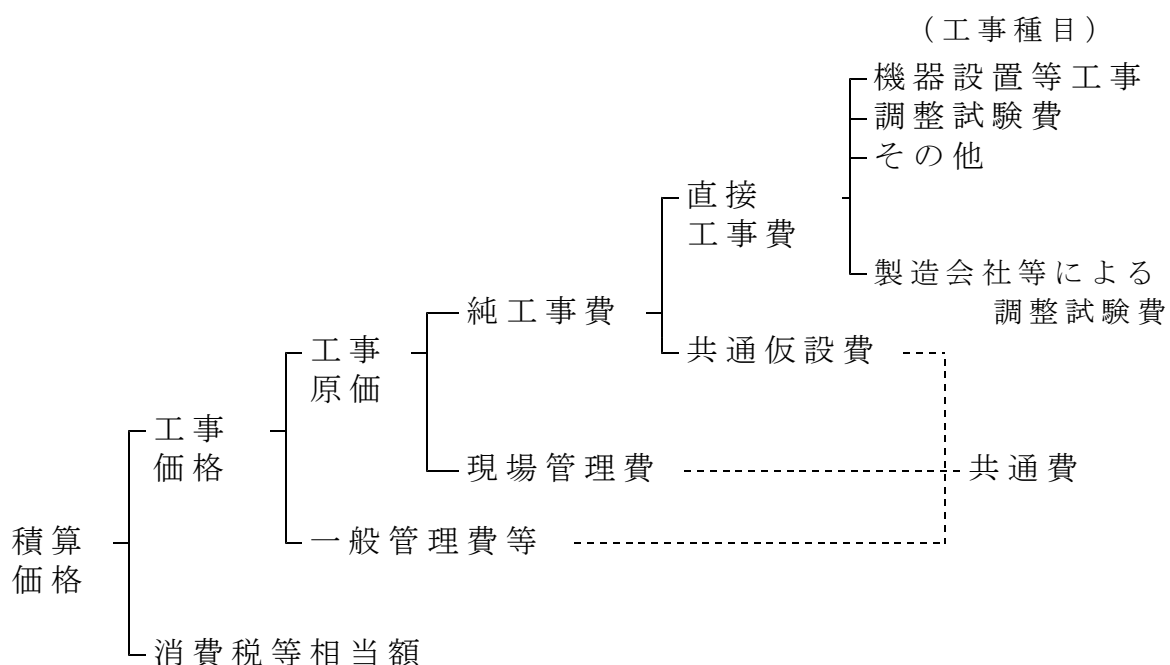
1 適用範囲

建設工事のうち、通信工事（通信・情報設備工事を除く。）の積算価格を算定する場合は、「通信工事積算基準」、「通信工事積算要領」（以下「積算要領」という。）によるほか、本要領の定めるところによる。

通信・情報設備工事に係る積算価格を算定する場合は、公共建築工事共通費積算基準による。

2 積算価格の構成

積算価格の構成は、次のとおりとする。



3 積算価格内訳明細書の作成

(1) 予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書（以下「積算価格内訳書」という。）は、工事の種別、規模、工期、施工場所、環境、他工事との関連、契約上の諸条件、現地調査の資料等を勘案し、図面、仕様書、現場説明書（以下「設計図書」という。）及び建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に基づいて適正に積算しなければならない。

(2) 積算価格内訳書は、工事種目別に作成するものとする。

(3) 積算価格内訳書に記載する数量の算出及び単価の決定は、本要領によるほか別に定める「積算要領」によるものとする。

第 2 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含め、工事種目ごとに区分して計上するものとし、材料費に個別の数量を乗じて積算するか、材料費、労務費、機械経費及び運搬費等の複合された費用として別に定める「通信工事積算要領第 3 章通信工事標準歩掛り（以下「標準歩掛り」という。）」による複合単価又は市場単価に数量を乗じて積算するものとする。

1 材料費

材料費は、工事の施工に必要な材料の数量及び単価により積算する。

(1) 単 価

材料費の単価は、原則として積算時の最新の現場渡し価格（以下「市場価格」という。）とし、物価資料の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定めるものとする。

(2) 単価決定の原則

ア 単価は、市場価格が不安定な場合においても、原則として前号によるものとし、施工期間中における変動の予想は見込まないものとする。

イ 単価は、原則として現場着単価（現場の材料置場への積卸価格）とする。

ウ 設計図書において、材料、施工方法等を 2 種類以上指定する場合の単価は、比較計算において最も安価と認められるものを採用する。

(3) 市場価格

ア 市場価格の変動が著しく、物価資料に掲載された価格が、市場取引の実態と異なると認められるときは、調査法人に随時調査を依頼して得られる価格を採用することができる。

イ 市場価格は、原則として大口需要者価格によるものとする。
ただし、数量の少ない品目は、小口需要者価格を採用することができる。

(4) 見積による価格

ア 大量の同一材料がある場合は、当該材料の製造業者又は取扱店のなるべく 2 社以上に見積条件を明示して見積価格等の提出を受け、これを審査し、適正な価格を採用するものとする。

イ 設計図書に特記のある材料又は加工を必要とする材料で特許を有しているか若しくは他の競争を許さない場合は、当該材料の製造業者又は取扱店に対し、見積条件を明示して見積価格等の提出を受け、これを審査し、適正な価格を採用するものとする。

ウ 前各号以外の場合においても、立地条件その他により、必要と認められるときは、随時、見積価格等を徴し、これを審査し、適正な価格を採用するものとする。

(5) 残 材

次の各号に掲げるものは、その残材価格を算定し、材料費より控除するものとする。ただし、少量の場合はこの限りではない。

ア 鋼材 1 次製品の切り落としくずで売却して処分できるもの。

イ その他特に必要と認められるもの。

(6) 支給材料及び寄託機械機器

支給材料（契約書第 15 条第 1 項の工事材料をいう。）及び寄託機械機器（契約書第 16 条第 1 項の寄託者が保有する据付を要する機械機器をいう。以下「寄託品」という。）は、積算価格内訳書の備考欄に「支給材料」又は「寄託品」と明記する。

(7) 数 量

設計図書に示された内容に基づき「積算要領」の定める方法により数量を積算するものとする。

(8) 消費税等相当額

工事価格の積算における材料等の価格は、消費税等相当分を含まないものとする。

2 労務費

(1) 労務費は、労務単価及び工数をもって構成し、労務単価は、整備計画局長が定める「労務単価」に、工数は、原則として標準歩掛りによるものとする。

(2) 労務単価の増額

次の各号に掲げる諸手当は、労務単価に加算することができるものとする。

ア 基本作業時間外の作業手当

イ 著しく危険な作業、重量物又は長大物を取扱う作業及び衛生上、有害な作業（異常気圧下、毒劇物、その他有害な材料を使う作業、粉塵等を発散する作業等）等に対する特殊作業手当

ウ 高い技能を有する労働者に対する技能手当

エ 災害その他、避けることができない事由により、必要となる労働者に対する特別手当

(3) 労務単価の特例

特許若しくは特定の工法、材料等を使用するため、当該工法の特定施工業者又は当該材料に対する指定した施工業者でなければ施工できない場合は、工事施工地以外の労務単価によることができる。この場合においては、必要な費用を「表－１－（１０）」に計上できる。

(4) 労務歩掛の割増

次の各号に該当する工事にあつては、労務の歩掛りを割り増すことができる。この場合においては、理由を付して施設技術管理官に通知しなければならない。

ア 気象条件及び作業条件等による制約により、施工作業能率の低下を余儀なくされると認められる場合。ただし、やむを得ず夜間作業を行う場合の割増は「第２－２－（２）－ア」による。

イ その他上記に準ずる場合

3 機械経費

機械経費は、建設機械等経費及び建設用仮設材経費の積算等について（防整技第７１７９号。２８．３．３１）により積算するものとする。

なお、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。

4 運搬費

工事現場以外で加工を要する材料、仮設材料等の運搬に要する費用は、必要に応じて「請負工事機械経費積算要領」により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。

5 調整試験費

調整試験費は、通信機器等の調整試験に要する費用とする。

(1) 調整試験費（製造会社等による調整試験費を除く。）

「積算要領」により積算するものとする。

(2) 製造会社等による調整試験費

「第９－１」製造会社等による通信機器等の調整試験費により積算する。

6 測定器損料

- (1) 測定器損料は、通信機器等の据付及び調整試験に必要な測定器の損料とする。
- (2) 測定器損料は、「積算要領」により積算するものとする。

7 直接仮設費

- (1) 直接仮設費は、工事の施工に伴い直接必要な仮設材の損料、組立解体等の費用の合計額とする。
- (2) 直接仮設費は、工事の規模、工期及び工事現場等実状勘案の上、積算するものとする。
- (3) 直接仮設費は、「積算要領」により積算するものとする。

8 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、「標準歩掛り」に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

9 複合単価

複合単価は、材料費にその労務費又は施工費等を含めた単価をいい、「積算要領」及び本要領により積算するものとする。

これによりがたい場合は、専門工事業者の見積価格等を参考に算定するが、施工費を見積による場合は、2社以上に見積条件を明示して、見積書の提示を求め、これを審査し、適正な価格を採用するものとする。

第 3 共通費

共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分し積算する。

1 共通仮設費

(1) 共通仮設費の内容は、表－１のとおりとする。

表－１ 共通仮設費

科 目	内 容
(1) 仮設建物費	受注者の仮設建物（現場事務所、倉庫、作業所、作業員施設等）、労働者の宿泊及び輸送に要する費用、設計図書に明示された工事監督官事務所及び宿舍の設置維持に要する費用
(2) 準備費	工事着手前の調査・測量、丁張、伐開、除根、除草整地及び後片付け等に要する費用、仮橋、仮道、仮囲い、防塵対策等に要する費用、その他施工上必要な準備等に要する費用
(3) 動力・光熱・用水費	動力、光熱、用水等に要する費用
(4) 整理・清掃費	工事現場の全般的な整理・清掃費、後片付け、養生等に要する費用
(5) 機械器具費	工事施工に必要な機械設備の設置、撤去及び補修等に要する費用
(6) 運搬費	建設機械及び仮設材等の搬入、搬出等に要する費用
(7) 試験費	品質管理のための試験、出来形管理のための測量、図面作成及び写真管理、完成図の作成、工程管理及び技術管理上必要な資料の作成等に要する費用
(8) 安全対策費	工事区域内の安全管理、安全施設、交通管理等に要する費用
(9) 工事補償費	工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下等に起因する工事損失を防止するため、仮施設の設置、維持管理等に要する費用
(10) その他の 共通仮設費	その他上記のいずれの項目にも属さない費用

(2) 共通仮設費の算定

共通仮設費は、表－１に掲げる費用を積み上げにより積算するか、直接工事費の額に別表－１に定める共通仮設費率を乗じて算定した額とする。共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げにより積算して加算する。

共通仮設費の算定は、次式による。

$$P = (A - B) \times D + (C \times D \times E) + G$$

A：直接工事費

B：製造会社等調整試験費

C：直接調整試験費

D：(A－B＋(C×E))に対応した共通仮設費率

E：製造会社等調整試験費を含む場合の補正係数

G：積み上げによる共通仮設費

(3) 共通仮設費率に含む内容は、表－２による。

表－２ 共通仮設費率に含む内容

科 目	内 容
(1)仮設建物費	現場事務所、試験室、倉庫、材料保管場、労働者宿舍の設置、撤去、維持、補修及びそれらの土地・建物の借り上げに要する費用、労働者の宿泊及び輸送に要する費用
(2)準備費	工事着手前の調査・測量、丁張及び伐開、除根、除草、整地等に要する費用
(3)動力光熱用水費	工事用動力、光熱、用水の設備等に要する費用
(4)整理清掃費	工事現場の全般的な整理清掃費、後片付、養生等に要する費用
(5)運搬費	重量２０ｔ未満の建設機械及び仮設材等の搬入、搬出並びに現場内小運搬、重量２０ｔ以上の建設機械の現場内小運搬
(6)試験費	品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理の測量図面作成、写真管理等に要する費用、完成図の作成に要する費用、工程管理のための資料作成に要する費用
(7)安全対策費	工事区域内全般の安全管理上の監視、連絡等に要する費用、標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード照明等の安全施設類に要する費用、不稼動日の保安要員等の費用、夜間作業を行なう場合の照明に要する費用、安全用品等の費用、安全委員会等に要する費用
(8)その他	上記のいずれの項目にも属さない軽微なものの費用

(4) 共通仮設費の積算は、本要領によるほか、「積算要領」によるものとする。

2 現場管理費

(1) 現場管理費の内容は、表－３のとおりとする。

表－３ 現場管理費

科 目	内 容
(1) 労務管理費	現場労働者の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽、厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 事業主が労働者に支払った賃金等以外に食事費、通勤費等の補助に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用で安全講習、受験、その他研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外で、業務上の災害補償に要する費用 ・ 労災補償共済制度掛金
(2) 租税公課	・ 工事契約書、下請契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代 ・ 自動車税 ・ 固定資産税
(3) 保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険の保険料とする
(4) 従業員給料 手当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、交通費手当）、賞与 ただし、保安要員は共通仮設費に含む
(5) 退職金	現場従業員に対する退職金及び退職給与引当金繰入額とし、 原価負担分を含める ・ 直傭の労働者失業保険料事業主負担額 ・ 現場従業員健康保険料事業主負担額 ・ 直傭の労働者健康保険料事業主負担額 ・ 現場従業員厚生年金保険料事業主負担額 ・ 直傭の労働者厚生年金保険料事業主負担額 ・ 建設業退職金共済組合掛金 ・ 中小企業退職金共済法掛金
(6) 法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
(7) 福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断医療、慶弔見舞等に要する費用
(8) 事務用品費	事務用消耗品類の購入費及び新聞、図書、雑誌等の購入費、 工事用写真代
(9) 通信交通費	現場従業員が本支店に出張した旅費、発注者等への連絡交通費（連絡用車の費用も含む）、及び電話郵便等の通信費
(10) 補償費	工事施工に伴う人的、物的損害に支払われた補償費で下記に相当するものとする 物的等損害補償、騒音、振動、渇水、車両通行等の迷惑料等で第三者に支払われた費用
(11) その他雑費	上記いずれにも属さない費用

- (2) 現場管理費は、表－３に掲げる費用を積み上げにより積算するか、純工事費の額に別表－２に定める現場管理費率を乗じて算定した額とする。現場管理費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げにより積算して加算する。

現場管理費の算定は、次式による。

$$F = (A - E - H - B - C) \times f + (B + C) \times D \times f + (G + H) \times I \times f + (J \times K \times f) + (L \times M \times f)$$

A：純工事費

B：主要な機器の額

C：主要な機器に係る共通仮設費の額

D：主要な機器を含む場合の補正係数

E：製造会社等調整試験費

G：直接調整試験費

H：直接調整試験費に係る共通仮設費の額

I：製造会社等調整試験費を含む場合の補正係数

J：支給材料を新品と仮定した場合の評価額

K：支給材料を含む場合の補正係数

L：寄託品の額

M：寄託品を含む場合の補正係数

f：(A－E＋(G×I)＋(J×K)＋(L×M))

に対応する現場管理率

- (3) 寄託品の額

寄託品の額は、次の各号による。

- ア 防衛省設置法第４条１３号に規定する装備品等及び役務の調達に関する事務を所掌する機関（以下「調達機関」という。）において、契約済みのものは契約価格とし、未契約のものは予算価格の９０％とする。
- イ 使用期間が、１年以内は購入価格の１００％、１年を超え６年以内７０％、６年を超え１１年以内５０％、１１年を超えるものは３０％とする。

3 一般管理費等

(1) 一般管理費等の内容は、表－４のとおりとする。

表－４ 一般管理費等

(1) 一般管理費項目	内 容
① 役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
② 従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
③ 退職金	本店及び支店の役員並びに従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
④ 法定福利費	本店及び支店の従業員に対する労災保険、雇用保険料、健康保険料及び、厚生年金保険料の事業主負担額
⑤ 福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
⑥ 維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
⑦ 事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
⑧ 通信交通費	通信費、旅費及び交通費
⑨ 動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
⑩ 調査研究費	技術研究、開発等の費用
⑪ 広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
⑫ 交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
⑬ 寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
⑭ 地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
⑮ 減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の原価償却費額
⑯ 試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
⑰ 開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
⑱ 租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
⑲ 保険料	火災保険その他の損害保険料
⑳ 契約保証費	契約の保証に必要な費用
㉑ 雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれにも属さない費用
(2) 付加利益	
① 法人税、都道府県民税、市町村民税等	
② 株主配当金	
③ 役員賞与金	
④ 内部留保金	
⑤ 借入資本利子（支払利息、割引料、社債利息、支払保証料）	

(2) 一般管理費等（契約保証費は除く。）は、工事原価の額に別表 3 に掲げる一般管理費等率を乗じて得た額とする。

一般管理費等（契約保証費は除く。）の算定は次式による。

$$F = (A - B - E) \times f$$

A：工事原価

B：主要な機器の額

E：製造会社等調整試験費

f：(A－B－E)に対応する一般管理費等率

(3) 寄託品及び支給材料の評価額は一般管理費等の対象としない。

(4) 一般管理費等率の補正

一般管理費等率は、別表 3 に掲げる前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

(5) 契約保証に必要な費用の取扱い

契約保証費を計上する場合の一般管理費等の積算は、前払金支出割合の相違による補正を行った値に、別に定める「契約の保証に必要な費用の積算」の補正值を（２）項により求められた額に加算したものとする。

4 その他

(1) 共通費を積み上げによる場合は、現場の条件、状況等実状に応じた適正な額を算定する。

(2) 通信・情報設備工事を加算する場合は、各工事ごとの工事原価の合計額に各工事のうち最も工事原価が大きい工事の一般管理費等率を乗じて得た額を加算した額を工事価格とする。

第 4 下請経費等

1 下請経費等は、「積算要領」により算定する。

2 主要な機器の額は、下請経費等の対象としない。

第 5 工事価格と製造会社による見積価格との比較

工事費に占める通信機器（寄託品相当）価格及び製造会社試験調整費の割合が多い場合は、本要領による工事価格と当該通信機器製造会社等の見積を査定した価格（施工費含む。）とを比較し、低価と認められたものを採用するものとする。

第 6 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第 7 落札率

当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「落札率」という。）の端数処理については、小数点以下第 5 位を四捨五入して 4 位止めとする。

第 8 設計変更の積算価格

1 直接工事費

設計変更による材料費、労務費等の単価は原則として現に契約履行中の工事（以下「原工事」という。）の単価による。ただし、当該工事実施時の価格が原工事と相当異なるときは、時価によることができる。

なお、新規項目については時価とする。

2 共通仮設費

(1) 共通仮設費は「第 3 - 1 共通仮設費」により積算するものとする。

(2) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

3 現場管理費

(1) 現場管理費は、「第 3 - 2 現場管理費」により積算するものとする。

(2) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

4 一般管理費等

- (1) 一般管理費等は、「第3-3 一般管理費等」により積算するものとする。
- (2) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

5 その他

設計変更の内容、その他により前各項によることが著しく不適当な場合には、実状勘案の上、積算するものとする。

6 消費税等相当額

消費税等相当額は、「第6 消費税等相当額」に準じて積算するものとする。

7 積算価格の算定方法

設計変更積算価格は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

第9 後工事の積算価格

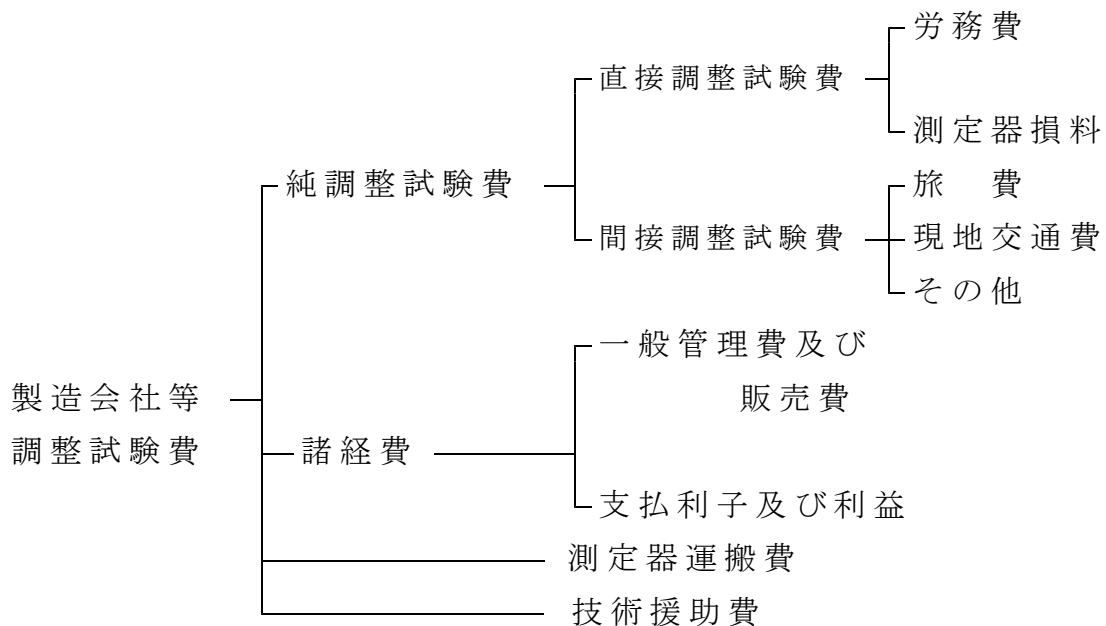
本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）の積算価格は、工事価格に契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）のうち、当初に契約した工事の落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

なお、後工事の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

第 10 製造会社等による特定工事の積算価格

1 製造会社等（調整試験可能な会社を含む。）による通信機器等の調整試験費

- (1) 製造会社等技術員による通信機器等の調整試験の対象範囲は、別表 4 のとおりとする。
- (2) 製造会社等調整試験費の構成は、次による。



- (3) 製造会社等調整試験費は、製造会社等に見積条件を明示して見積価格等の提出を受け、その内容について前項の調整試験費の構成に従い、次の各号により適正に審査して決定する。

ア 直接調整試験費

- (ア) 労務費は、製造会社等技術員の労務に要する費用で、その日額は、調達機関で査定したものによる。ただし、調達機関で査定したものがない場合は、見積書を審査し適正な価格を採用する。
- (イ) 労務工数は、調整試験項目の内容、工程及び人員等を検討し、決定する。
- (ロ) 製造会社等から現地への往復の移動に要する時間は、移動工数とし、労務工数に計上する。ただし、製造会社等から現地に通勤可能と判断できる場合は除くものとする。
- (エ) 測定器損料は、製造会社等が準備する測定器の使用に要する費用で、その算定は、「積算要領」による。

イ 間接調整試験費

(ア) 旅費は、製造会社等技術員の現場への往復及び滞在に要する費用で、その額は、製造会社等の旅費規定による。航空機の利用により旅行日数が短縮し純調整試験費が低減できる場合は、これによる。

(イ) 現地交通費は、現地において必要な交通費とする。

ウ 諸経費

諸経費は、純調整試験費に調達機関で査定した諸経費率を乗じて得た額とする。ただし、調達機関で査定したものがない場合は、見積書を審査し適正な価格を採用する。

エ 測定器運搬費

測定器運搬費は、現地に測定器がなく、製造会社等が準備する場合で、製造会社等と現地との間、測定器の梱包輸送に要する費用とする。

オ 技術援助費

技術援助費は、調整試験の内容が技術的援助契約に該当する場合に、当該技術援助契約に定められた額を当てる。

- 2 製造会社等による機器製作を含む通信機器等の据付、撤去費等
第10-1項に準じて算定する。

共通仮設費率表

別表-1

直接工事費	共通仮設費率（％）
200万円まで	4.00
200万円を超え3億円まで	下記の算定式により算出された率とする。 算定式 $E = 44.588 \times P^{-0.16612}$ ただし、E：共通仮設費率（％） P：直接工事費（円） 端数処理 Eの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
3億円を超えるもの	1.74

現場管理費率表

別表-2

純工事費	現場管理費率（％）
200万円まで	20.77
200万円を超え3億円まで	下記の算定式により算出された率とする。 算定式 $F = 270.139 \times N^{-0.17681}$ ただし、F：現場管理費率（％） N：純工事費（円） 端数処理 Fの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
3億円を超えるもの	8.57

一般管理費等率表

別表-3

工事原価	一般管理費等率（％）
300万円以下	12.77
300万円を超え20億円まで	下記の算定式により算出された率とする。 算定式 $G = 18.256 - 1.577 \log_{10} C$ ただし、G：一般管理費等率（％） C：工事原価（千円） 端数処理 Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
20億円を超えるもの	8.32

一般管理費等率の補正係数表

前払金支出 割合区分	0％から 5％以下	5％を超え 15％以下	15％を超え 25％以下	25％を超え 35％以下	35％を超え 40％以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

注：別表3の一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。

製造会社等調整試験対象機器

別表-4

対 象 機 器
高度の技術を必要とする電子機器で調整を必要とするもの